

医療法等改正に関する意見の取りまとめに向け議論

今年6月より、医療法等改正に向けて医療提供体制改革の具体的な内容について議論を進めてきた社会保障審議会・医療部会（部会長：永井良三・自治医科大学学長）は12月11日、これまでの議論を集約した「医療法等改正に関する意見書（案）」を提示し、取りまとめに向けた議論を行った。



案に示された具体的な改革内容の項目は、①医療機能の分化・連携、在宅医療及び在宅介護の推進、②地域の実情に応じた医師・看護師等の確保対策、③新たな財政支援の仕組みの創設、④チーム医療の推進、⑤医療法人に関する制度の見直し、⑥医療事故に係る調査の仕組み、⑦臨床研究の推進——など。

①では、都道府県が地域の適正な医療提供体制の方向性を示す地域医療ビジョンの策定スケジュールが示された。来年度中に、都道府県が地域の医療機能の実情を把握するために医療機関に報告を求める病床機能報告制度を開始し、そこから挙げられた情報を基に同年度中に国が地域医療ビジョンのガイドラインを策定することとされている。また、医療と介護を一体的に推進するため、2018年度以降、医療計画の計画期間を現在の5年間から6年間とし、1期を3年間とする介護保険事業支援計画との整合性を図ることが提案された。

部会では事務局による意見書案の説明に引き続き、フリーディスカッション形式による討議が行われ、各委員から意見を募った。

複数の委員から、意見書案の中で取り組みの主体に対して「～等」が多用されていることについて、地域医療や在宅医療には様々な組織や職種が関わることを周知するためにも「『等』とせず、行う主体をしっかりと明記すべき」という意見が挙げられた他、意見書案の文言について、実効性のある取り組みが実施されるよう、より具体的な記述が要望された。

また、西澤寛俊委員（公益社団法人全日本病院協会会長）は、先月18日に四病院団体協議会が発表した医療提供体制構築に関する追加提言に触れ、その中に盛り込まれた医療と介護の連携において要となる地域医療・介護支援病院（仮称）の創設を提案。これは急性期病床からの転院や高齢者の救急搬送の受け入れ、在宅医療支援、ケアマネジメント支援などを行う、急性期と回復期にまたがる新しい病院の類型としている。

この日挙げられた意見は、永井部会長と事務局で取りまとめられ、次回の同部会で意見書の報告が行われる。次回開催日は未定。